

## 第2回 京都市地域コミュニティ活性化検討委員会摘録

- 1 日 時 平成22年11月18日(木) 午後7時～午後9時
- 2 場 所 職員会館かもがわ 2階 大会議室
- 3 傍聴者数 3名
- 4 概 要

(1) 乾委員長から、「(仮称)地域コミュニティ活性化応援条例骨子(案)」の内容を説明、また大島副委員長、井上副委員長、田中委員からも補足説明があった。

(2) 骨子(案)について意見交換

○ **大田垣委員(有隣自治連合会会長)**

「地域住民の役割」が「第三条 各主体の役割の役割」(P4)と共同住宅部分(P5)の2箇所に掲載されているが、「居住形態を問わない」というマンション部会の方針から言ってもおかしい。集約すべき。

○ **中嶋委員(西野学区自治連合会副会長)**

「応援」条例という名称になっているが、条例に「応援」という文言は聞いたことがない。

○ **大島副委員長(京都マンション管理評価機構事務局次長)**

条例の名称として「応援」と記載できないなら、愛称をつけてもいい。

○ **山本委員(京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議代表副幹事)**

P4の地域住民の役割の記載の仕方であるが、取組むことが「望まれる」というのは弱い。住民も取り組んでいくという強い意志を表す表現にできないか。

○ **太田垣委員**

地域組織が自治会活動を頑張っても、個人が頑張ってくれない。地域住民に「頑張ろう」というメッセージを発することが必要。地域住民の役割でそういう表現ができないか。

○ **乾委員長**

私は、個人を頑張らせるのは地域でしかないと思っている。市が条例で頑張らせることはまず考え方としておかしいし、条例で規定したからといって頑張るわけがない。条例で規定したことで頑張ろうと思う地域は最初から頑張っていると思う。

「地域組織へ参加しなければならない」ということは条例には書けないが、「参加しなければいけない」という機運は作らなければいけないと思っている。その機運は地域でしか作れないと思う。地域が活動しやすくなるような仕組みはたくさん用意する。京都市が地域の窓口として地域組織と手を結ぶことにより、地域のニーズはその組織に束ねられていくことになるからそこに参加することが得ですよ、という状況を作る。そのことでしか参加意欲は増えないと思う。そこを理解していただけるかどうかだと思っている。参加しなければならぬと書いても、実効性がない上に反発があると思う。

せっかく自主的に運営しているのに、条例という外からの圧力でいろんな人が組織に入ってくることは組織にとってもマイナスではないか。大きな問題だと思う。

○ **谷口委員(京都市PTA連絡協議会副会長、京都市小学校PTA連絡協議会会長)**

学校運営協議会でも地域の方の活動が欠かせない。地域住民として地域活動に関わってもらうことを表現できないか。呼び掛けることは大事だと思う。

- **西田委員**（京都市市民活動総合センターセンター長，NPO法人きょうとNPOセンター副事務局長）
  - ・ 条例にすべてを書くのは難しい。基本理念は条例で表現し，個々の施策は計画に記載すべきではないか。市の責務も同様ではないか。
  - ・ 条例の前文は5年程度不変のものをシンプルに記載し，3年程度のスパンで考えるものは計画に記載すべきではないか。
- **乾委員長**

条例で書くこと，計画で書くことは分ける必要がある。太田垣委員，谷口委員のご意見は前文に丁寧にコミュニティの大切さを記載することで反映できればいいのではないかと思う。
- **中嶋委員**

地域自治を担う住民組織はたくさん想定されるが，どこまでを対象とするのか。
- **乾委員長**

条例に照らして市が支援対象となり得るか判断する必要があると考えている。京都の場合，組織の要件を決めるのではなく，地域自治を担う組織となるよう実態をつくることを先行させたい。
- **高奥委員**（紫竹学区自治連合会会長）

補助金の統合など，地域のお金に関する内容にはふれない方がいい。まずは組織がしっかりすることを考えるべきではないか。
- **大島副委員長**

市に協力する業者を表彰し，ホワイトリストを公開するのは大きなチャレンジとなる。
- **太田垣委員**

新規マンションの建設に対する対応に重点が置かれ，既に建設されているマンションへの対応については，記載がないように読み取れる。
- **乾委員長**
  - ・ 仲介業者に関する規定をどのように盛り込むかは検討課題である。
  - ・ 本日の委員会で，骨子（案）の大きなスタンスは了解された。今後パブリックコメント案の作成に向けて作業を進める。